国際司法裁判所による人権保護

薬師寺 公夫

Yakushiji Kimio

はじめに

国際司法裁判所(ICI)は、国家間の争訟を解決し、国際連合の諸機関や専門機関の要請に応じて勧告的意見を与えることを任務とする国連の主要な司法機関であり、人権条約の履行監視機関のように人権条約の履行を恒常的に監視する機能も、個人の請求を検討する権限も与えられていない。国家は他国の人権問題に関与することに抑制的であることに加え、人権条約の解釈・適用紛争をICJに付託することを義務づけた条約もジェノサイド条約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約に限られることもあって、人権保護を直接の主題としたICJの争訟事件または勧告的意見は従来多くはなかった。

R・ヒギンズは、「国際司法裁判所と人権」(2009年)で、少数者の権利に関する常設国際司法裁判所(PCIJ)の先例、人権に関連する仮保全措置命令、自決権および人道法に関連したICJの諸判決に言及して、ICJは人権裁判所そのものではないが、人権の司法的保護に十分に関与していると述べ(1)、またG・チベリは、『国際司法裁判所の人道的な顔――国際人権法および国際人道法の規則および原則の解釈と発展への貢献』(2008年)で、コルフ海峡事件判決以降2005年頃までの人権関連(人権に影響を与えるものを含む)の主要なICJ判決・意見を分析した後、ICJは個人に請求の場を提供しないが、①国際人権規則・原則を解釈・発展させる点、および、②国際法の枠組みのなかで人権の最大限の保護を達成するために異なる国際法領域との間のよりよい相互作用を確保することができる点で人権規範の増進に貢献してきたし、今後も貢献できると評価している(2)。

他方、B・シンマは、2012年の「国際司法裁判所の前の人権――共同体利益は命を得るか」で、ICJの判決・勧告的意見を、長期にわたる人権問題に対する自制を特徴とする第1段階と、直接的で積極的な関与を特徴とする新段階とに分類し、第1段階の判決・意見を特徴づけるのは、①人権と関係のない主題について傍論として人権の考慮に触れたもの(コルフ海峡事件、バルセロナ・トラクション事件、テヘラン事件、ラグラン事件、アヴェナ事件)、②人権についてより多くの言及がなされたが人権とは異なる主題を扱うための糸口として人権が用いられたもの(ジェノサイド条約留保事件、平和条約解釈事件、ニカラグア事件、マジル事件、クーマラスワミ事件)、または、③人権享有の前提条件となる人民の自決権を発展させたもの(南西アフリカ関連の事件、西サハラ事件、東ティモール事件、壁建設事件、コソボ独立宣言事件)のいずれかであると指摘し、このような初期の判例の根本的背景には、第1にICJが強制的管

轄権を有していないこと、第2にICJでは人権問題が国対国の視点で審理されてきたことに原因があるとみなした③。しかし、シンマによれば、抽象的だが初めて人権保護義務との整合性に言及した核兵器使用の合法性事件勧告的意見(1996年)、次いで人権諸条約を含む一連の対世的義務(国際社会全体に対する義務)の侵害を認めた壁建設事件の勧告的意見(2004年)の頃から徐々に変化が生じ、人権侵害を確認する最初の拘束力ある判決となったコンゴ領軍事活動事件判決(2005年、対ウガンダ)、それに続くジェノサイド条約適用事件判決(2007年)、外交的保護権を通じて個人の人権侵害問題を審理したディアロ事件本案判決(2010年)等を経て、今やICJは、人権規範に根拠を置く請求が増加した結果、伝統的な国際法規範との間で調整が必要となり、絶えず人権が優勢とは言えない事態が生じている(逮捕状事件、主権免除事件)④。こうした状況の下でシンマは、国家主権に基礎を置いて行動する国家間の紛争解決機関としてのICJが人権保護に対してなしうる最大の貢献は、適正に分析された人権分野の法規範を一般国際法および他の国際法分野に移植する人権の司法的主流化(juridical "mainstreaming" of human rights)、すなわち人権が国際法を現代化し、国際法が人権を主流化または内部化することだと述べる⑤。

人権保護についてICJが果たすべき役割と現状について、上記3名の評価は多少異なるが、ICJの機能の評価には狭義の人権規範だけでなく、人権規範の基盤を整え、人権規範を一般国際法のなかに内部化させる国際法諸規則の発展という全体的視野が必要だとする点では共通している。本稿でもそうした視点から「国際司法裁判所による人権保護」を論ずべきではあるが、筆者の能力および紙幅の関係上、ここではそうした視点の重要性に言及するにとどめ、以下では、狭義の国際人権規範を主な対象として個人の人権保護につき国家間の紛争解決機関であるICJがどのような機能を果たしてきたのかを検討してみようと思う。以下では、第1節でICJが特定の個人の権利または人権の保護を決定した事例を検討し、第2節ではICJが重大な人権侵害について人権の保護を勧告または決定した事例を検討することにする。

1 ICJが特定の個人の権利または人権の保護を決定した事例

(1) ラグラン事件およびアヴェナ事件の判決による個人の権利の認定とその法的効果

ドイツとメキシコが米国で死刑判決を受けた自国民につき米国が領事関係条約第36条に定める領事通報等の義務に違反したことの認定とその法的効果を争ったラグラン事件およびアヴェナ事件のICJの諸決定は、個人の権利保護について重要な意義を有する。

第1に、ICJはこれらの決定で、死刑判決の執行を本案判決まで停止するためのあらゆる措置をとるよう求める仮保全措置を指示し、同措置が法的拘束力を有することを認定した⑥。ICJの仮保全措置は、あくまで紛争当事国の権利を保全するものであり(ICJ規程第41条)、本案の主題に直接関係する国の権利が回復不可能な切迫した侵害にさらされている場合に指示できるもので、領事関係条約第36条に基づく国の権利の侵害にはこのような事情は認められないとの批判⑦もあったが、原告国が死刑判決の無効、義務違反以前の状態への原状回復を主張したこともあり、ICJは、死刑執行が原告国に帰属することになるかもしれない原状回復を求める権利に回復不可能な損害をもたらすと認め、米国に本案判決まで死刑執行を停止す

るためあらゆる措置をとることを命じた。同種の仮保全措置は、スパイやテロリストに領事関係条約第36条の適用はないと反論のあったジャダヴ事件でも、インドに帰属しうる権利を保全するために指示された®。国連人権条約実施機関も個人通報手続で通報者の権利に回復不可能な侵害をもたらす可能性のある行為を回避するための仮保全措置を要請する権限を認められ死刑の執行停止等の要請をしてきている®。ICJの仮保全措置は、直接個人の人権を保全するためのものではないが、上記諸決定は、紛争当事国の権利保全に関係する限りでICJが事実上個人の人権の保全のために仮保全措置を指示してきたことを示す。さらにラグラン事件本案判決は、仮保全措置命令に法的拘束力を認め、米国はウォルター・ラグランの死刑執行停止のため連邦政府の有するあらゆる手段を尽くしたとは言えないとして仮保全措置命令に違反したことを認定した®。

第2は、①ラグラン事件本案判決が、領事関係条約第36条1項(b)に定めるラグラン兄弟の権利の告知を怠り、条約に定める援助を彼らに提供するドイツの権利を奪ったうえ、有罪判決の審査と再検討を怠ったため同条約第36条1項と2項に定めるドイツおよびラグラン兄弟の権利を侵害したと判示して個人の国際法上の権利の侵害を認めたこと、②アヴェナ事件判決が、第36条1項(b)の権利が尊重されず苛酷な刑が科された場合には、米国は適当な賠償として、自ら選択する手段により条約に定める権利の侵害を考慮に入れた有罪判決の審査および再検討をしなければならないと判示して被害者個人に救済が与えられなければならないことを明らかにしたことである(ii)。

個人に国際法上の権利が付与されたと認定するためには当該の権利を外交的保護権以外の方法で自ら請求できる国際的その他の手続的保障が必要であるとする見解が未だ有力な状況下で、本判決が、主に条約規定の文理解釈によって、そうした手続的保障を離れても個人の国際法上の権利を認めたことは注目に値する。ラグラン判決は、領事関係条約第36条が個人の権利も定めた規定だと認定した1999年の米州人権裁判所勧告的意見OC-16/99には言及しなかったが、その解釈とほぼ同じ解釈を採用した(12)。もっとも同意見が第36条1項(b)に定める権利を最低限度の適正手続の保障を定めた人権にあたると解釈したのに対して、ICJは個人の権利の侵害を認定した以上は人権か否かの検討は不必要だとして判断を避けた(13)。それにもかかわらずラグラン事件判決およびアヴェナ事件判決が、第36条2項が有罪判決の審査および再検討についての権利を個人にもたらすのと同様に、第36条1項違反の適正な賠償形態は個人に対し効果的救済を与えることだと認定したことは(14)、個人の権利侵害に対する適正な賠償形態が個人の権利保護にあることを示した点で重要である。

(2) ディアロ事件判決による人権侵害の認定と人権侵害による賠償額の算定

ディアロ事件ではコンゴ民主共和国(コンゴ)によるギニア国民の恣意的逮捕・追放が自由権規約およびアフリカ人権憲章に違反するか否かが争点の一部となった。ICJは、先決的抗弁判決で国の外交的保護権は外国の国際人権法違反の行為にも適用されることを認め、本案判決で、①ディアロをコンゴから追放した事情は自由権規約第13条およびアフリカ人権憲章第12条4項に違反し、②1995—96年にディアロを逮捕・拘禁した事情は同規約第9条1項および2項ならびに同憲章第6条に違反すると判示したほか、賠償判決で、ディアロが被った非

物的・物的損害につきコンゴがギニアに対して負う賠償額を算定した⁽¹⁵⁾。これらの判決は、 人権条約上の個人の人権が侵害されたことを認定し、その賠償が個人の被った損害を基準に 個人の救済を意識して決定されたことを示しただけでなく、次の点でも重要である。

第1にICJは、自由権規約の解釈について自由権規約委員会の解釈を模範にすることを義務づけられないが、条約の適用を監視するために特設された独立機関が採用した解釈に重みを与えるべきであり、また他方で地域的人権文書を適用する場合には特設された独立機関が採用した解釈に適正な考慮をしなければならないと述べて、人権条約監視機関の先例・判例を尊重する姿勢を示したことが注目される(16)。上記①の認定にあたりICJは、両条約の規定に基づけば、追放が「法律に従って」いること、当該法律が条約の他の要件と両立すること、追放が恣意的でないことを満たす必要があるが、この条約解釈は自由権規約委員会およびアフリカ人権委員会の先例法理と一致するものであり、これを本件にあてはめれば、本件追放がコンゴの法令に定める手続を経ず、同法令に基づき必要な追放の理由も示さなかった点で自由権規約第13条およびアフリカ人権憲章第12条4項に違反すること、ならびに、ディアロに防御の機会を与えなかった点で自由権規約第13条に違反することは明らかだと判示した(17)。ICJが、人権条約の解釈・適用にあたり、専ら国家間の条約解釈にのみ依拠するのではなく人権条約監視機関が採用してきた解釈を参照するとしたことは注目に値しよう。

第2に、本件でICJは、外交的保護権行使の場合の「違法行為に対する賠償は国際違法行為により被害国の国民が被った損害に対応する金銭賠償である」(ホルジョウ工場事件PCIJ判決)という国際法原則に言及した後、違法な拘禁・追放に起因する個人の非物的侵害は特定の証拠がなくても国際法上認定可能であり、拘禁の長さ、拘禁中に虐待がなかったこと、債権回収中に拘禁・追放がされたこと等の事情に加え、欧州および米州の人権裁判所が賠償の算定に際して「衡平」原則を用いてきたことも考慮して、非物的侵害として8.5万ドル、個人財産の損失として1万ドルの賠償額を認定した(IS)。ICJは、「外交的保護を行使するギニアに認定した金額は、ディアロが受けた侵害に対する賠償を提供することを意図したものだ」と判示したが、後にこの部分を引用したキプロス対トルコ(公正な満足)事件欧州人権裁判所判決は、さらに一歩進めて、トルコに命じた賠償額は人権侵害の被害者が受けた侵害に対するものであるとして、キプロスには賠償額の被害者への配分を指示した(IS)。

2 ICJが重大な人権侵害について人権の保護を勧告または決定した事例

(1) 壁建設事件勧告的意見による重大な人権侵害の認定と救済方法の勧告

国連総会がイスラエルによるパレスチナ占領地の分離壁建設の法的結果について諮問した壁建設事件で、ICJは、勧告的意見という方法により、自決権や国際人道法とともに壁建設による国際人権条約(自由権規約、社会権規約、児童の権利条約)上の権利侵害の有無について判断する機会を有した。本件でICJは、まず、①自由権規約第4条の免脱(derogation)条項による例外を除き人権諸条約の保護は武力紛争時にも停止されず、武力紛争時には人道法または人権法のいずれかのみが適用される場合と、双方が適用される場合があるとし、②上記3つの人権条約は締約国領域外であっても管轄権の及ぶ地域に適用されるから、武力紛争また

は占領下のパレスチナ住民にも条約上の保護が及ぶと解釈した(20)。次いでICJは、本件に適用できる3つの人権条約上の諸権利、特にパレスチナ住民の移動の自由(自由権規約第12条1項)とその制限により影響を受ける食糧、労働、保健、教育等の社会権規約および児童の権利条約上の諸権利が、壁建設とそれに伴う諸制度により制限・侵害されている実情を国連の各種報告書や人権条約実施機関の諸文書を援用して検討し、当該制限が自由権規約第12条1項の必要性、比例性等の要件および社会権規約第4条の民主的社会における一般的福祉の増進という要件を満たしていないほか、イスラエルの免脱条項の援用は自由権規約第9条にのみ関係するとして、壁建設とその運用は3人権条約の多数の人権条項に違反すると認定した(21)。最後にICJは、人権条約違反を含む各種国際違法行為の法的効果として、イスラエルには占領地の壁建設と関連諸制度の建設継続の中止および撤去、必要な再発防止の保障、土地・農園等の自然人および法人への原状回復、それが物理的に困難な場合の金銭賠償の支払いなどの法的義務が生じるとした(22)。

本件のようにICJは要請があれば人権に係る具体的問題についても勧告的意見を出せるが、同意見には法的拘束力はない。しかし、国連の主要な司法機関であるICJの勧告的意見が国連総会をはじめ国連の人権諸活動に影響を与えることは否定できず、それらの活動を通じて間接的にパレスチナ住民の人権保護に影響を与えることは無視できないだろう。

(2) ジェノサイド条約適用事件・人種差別撤廃条約適用事件等の仮保全措置による保護

コンゴ領軍事活動(対ウガンダ)事件では、紛争当事国双方が選択条項を受諾しており、コンゴ領に侵攻したウガンダ軍が関与する武力紛争地域で住民虐殺を含む広範で重大な人権侵害が継続していたため、ICJは両当事国に対する仮保全措置(2000年)のなかに国際人道法と基本的人権の尊重を含めた(23)。他方、国家間の政治的紛争または武力紛争の過程で行なわれた重大な人権侵害がジェノサイド条約第9条または人種差別撤廃条約第22条の紛争解決条項に依拠してICJに提訴され、仮保全措置が要請されるケースが増えている。仮保全措置は、本案判決までの暫定的なものだが、ラグラン事件本案判決(2004年)で法的拘束力が認められ、同判決以降の本案判決ではそれ以前に指示された仮保全措置も含めて違反の有無が審査されている。しかし人権条約の紛争解決条項に基づき仮保全措置を指示するためには、同条項に留保が付されていないこと、人種差別撤廃条約の場合は紛争が事前の交渉または同条約上の手続によって解決できていないことなど、まずICJに一応の管轄権(prima facie jurisdiction)があることが必要である(24)。なお、ジェノサイド条約および人種差別撤廃条約の義務が領域外にも及ぶことはICJにより確認されている(25)。

仮保全措置の指示には、上記人権条約上の権利への該当可能性(plausibility)と保全措置との関連性、損害の回復不可能性および緊急性という要件が満たされなければならない。この点、ジェノサイド条約適用(ボスニア・ヘルツェゴビナ [BH] 原告)事件の仮保全措置命令は、本案判決の主題となりうる権利に関係するものだけが同措置の対象となる旨を断わりつつも、集団殺害行為が行なわれる重大な危険があることを認めて、ユーゴスラビアに対して、集団殺害罪の実行を防止するため権限内のすべての措置をとること、ならびに、同国の指揮、支配その他影響下にある軍事・準軍事等部隊がBH内のムスリムその他の集団に対して集団殺

害罪の実行、共同謀議等を行なわないよう確保することを指示した②。

他方、人種差別撤廃条約の適用に関連する3つの事件の仮保全措置命令で、ICJは、紛争主 題である同条約第2条および第5条の権利の保護については、個人の権利の尊重、条約に基づ く締約国の義務、その遵守を求める締約国の権利の間に相互連関があり、特に第5条(a)― (e)項(各事件で異なる)に定める権利はその侵害が回復不可能な性質を有すると認め、各事 件の緊急性を認定して仮保全措置を指示した(27)。指示した措置は、両当事国に対して、南オ セチアおよびアブハジア周辺において、人々に対する国による人種差別行為を控え、いかな る人または組織による人種差別行為の後援・支持等を控え、可能な限り身体の安全・自由移 動等を人種差別なく確保することなどを求める一般的なもの(グルジア対ロシア事件)から、 ロシアに対して、クリミア・タタール共同体のメジュリス(クリミア・タタール民族会議)等 の代表機関に対する抑圧を控え、ウクライナ語での教育を確保すること(ウクライナ対ロシア 事件)、または、アラブ首長国連邦(UAE)に対して、2017年の措置で離散したカタール人家 族の再結合を保障し、カタール人学生にUAEでの教育を修了する機会を付与すること(カタ ール対UAE事件)を求める具体的なものまで多様である。これらの措置は、特定の個人の人 権ではなく、武力活動等により多数の人命や身体の安全が脅かされる事態のなかで、関連す る人権条約により保護されうる権利を緊急に保全するものであって、あくまで本案判決まで の暫定措置ではあるが、重大な人権侵害の事態のなかでICJが提供できるひとつの重要な人 権保護形態である。人種差別撤廃条約適用事件の仮保全措置命令は、人命や身体への危害以 外についても回復不可能性を認めた。

(3) ジェノサイド条約適用事件判決および訴追か引き渡しかの事件判決による 重大な人権侵害に対する国の責任の認定

コンゴ領軍事活動(対ウガンダ)事件判決は、国連諸機関の数々の信頼できる証拠からウガンダ軍兵士が文民の大規模な殺害、拷問その他の非人道的行為、児童の敵対行為への使用等に関与したことに加えイツリ占領地ではハーグ陸戦規則第43条に基づき国際人道法と国際人権法の尊重を確保する義務を怠ったことにもより、ウガンダは国際人道法とともに、自由権規約第6条・第7条、アフリカ人権憲章第4条・第5条、児童の権利条約第38条・同武力紛争選択議定書第1条から第3条等に違反したと認定し賠償責任があることを判示した(28)。ただし、これらの人権条約の解釈・適用について個々に詳細な検討があったわけではない。他方、以下の2つのジェノサイド条約適用事件の本案判決は、重大な人権侵害を紛争主題とする争訟事件を取り扱うICJの重要な役割と管轄権上の限界を示唆する。同条約第9条に基づきICJが事項管轄権を行使できるのは第2条で定義された「集団殺害」に限定される結果、BHおよびクロアチアが原告となった2つの事件で扱われた多数の出来事のうち、ICJが集団の破壊の意図を認定し「集団殺害」に該当すると認定できたのはスルプスカ共和国軍(VRS)によってBHのスレブレニツァで実行された虐殺事件のみで、他の重大な出来事にはICJの管轄権は及ばなかった(29)。それにもかかわらず、ICJがジェノサイド条約違反行為を認定し、セルビアの条約違反を認定したことには一定の意味がある。

BH領域内でVRSが実行した集団殺害に対するセルビアの責任を問うために、ICJは、第1

に個人の集団殺害罪の訴追・処罰義務を定めたジェノサイド条約が国自らにも第3条に定める行為を行なわない義務を課しているという解釈を採用した。さらに第2に、VRSが実行した集団殺害に対するセルビアの責任を問うために、①VRSの行為の同国への帰属、②VRSの行為に対する共同謀議・共犯等の関与、③VRSの行為に対する注意義務の不履行の3通りの方法を提示した。しかし、①については実効的支配の基準(ニカラグア事件判決)が満たされておらず、②についてはセルビアがVRSの集団破壊の「意図」を共有または十分認識していたことの証明がないとして責任の帰属を否定した(30)。他方ICJは、③について、セルビアがVRSのスレブレニツァ占領の結果、集団殺害が生じる危険を推測しえたにもかかわらず影響力を行使してこれを防止すべき義務を怠ったとして同国の責任を認定したが、この認定をもって適正な満足(appropriate satisfaction)とみなし、防止義務違反とBHが被った物的・精神的損害との間の因果関係を証明することの困難性を理由にセルビアの金銭賠償義務を否定した(31)。

ICJによる集団殺害罪の解釈と事実認定ならびに相当の注意義務レベルでの違反の認定には 批判的見解もあるが、条約実施機関をもたないジェノサイド条約について、条約義務の対世 的性格と領域外非国家主体の行為に対する影響力を根拠とする責任を認定したことが、重大 な人権侵害に対して国が負う人権保護の義務の内容に与える影響は決して少なくない。

最後に、重大な人権侵害の不処罰との闘いという点では、大規模な拷問犯罪に問われた元チャド元首アブレの訴追または引き渡し義務が紛争主題となった訴追か引き渡しかの義務事件ICJ判決が特筆されよう。同判決は、①拷問等禁止条約が拷問罪の不処罰を許さないために容疑者所在地国による管轄権行使を締約国共通の利益と定めたこと等を根拠に、第6条および第7条の義務に対世的性格を認め、同義務の違反を追及する他締約国(ベルギー)の当事者適格を初めて認めたこと、②すべての締約国が条約に拘束される時点で早急に第5条2項の刑事管轄権を設定する義務を負う(判決傍論)ほか、犯罪容疑者所在国(セネガル)は、第6条に定める容疑者を抑留しおよび予備調査をする義務、ならびに、第7条に定める容疑者訴追のために事件を権限ある当局に付託する(犯罪人引き渡しにより免除される)義務を負うとつる、セネガルはこの義務に違反したので遅滞なく権限ある当局に事件を付託する義務を負うと判示したことの2点で重要である(32)。人権条約違反をICJに提訴できる締約国の範囲および重大な人権侵害の責任者の訴追・処罰義務の解釈に進展をもたらす判決と言える。拷問禁止委員会はすでにグェングェン事件でセネガルの同様の条約義務違反を認定していたが、ICJ判決は、セネガルによるアブレ訴追に大きな影響を与えたと言える(33)。

結びにかえて

シンマが指摘したように、これまでICJに提訴された人権保護に係る争訟事件のほとんどは、原告国からみれば自国民の人権が外国国家により侵害された事件であり、国連人権条約実施機関および地域的な人権裁判所が主要な検討対象としている最も典型的な一国内の人権侵害問題ではない。拷問等禁止条約上の一定の義務につき対世的性格を認めたICJが、一国内の重大な人権侵害事件について国際法委員会(ILC)の国家責任条文第48条に定めるような国際人権公序のための訴権を認める方向にさらに一歩を進めるのか否かは定かではない。

国連人権条約の国家通報手続が従来一度として利用されなかったことの意味を慎重に検討することも必要であろう。他方、人種差別撤廃条約適用事件が事前の条約手続利用を促すかのように人種差別撤廃委員会における国家通報を誘発している最近の動向も見逃せない。

ICJの人権保護に対する貢献は、訴訟当事者や管轄権の制約上ある程度限られており、その機能は、組織的、系統的に個人の通報・申し立てを審理する人権条約監視機関とは自ずと異なるものである。しかし、特定個人の人権の問題でも重大な人権侵害への対処においても、人権が個人の権利であることの確認を踏まえて人権の侵害に対する法的効果を検討し、人権保護義務に関する国家間の権利義務の性格を再構成しようとする傾向が徐々にではあるがICJの判例や勧告的意見のなかに立ち現われてきているようにも思われる。それとともに最近のICJ判決および勧告的意見をみれば、特に人権諸条約の解釈・適用の場面での人権条約監視機関の先例法理に対する参照と援用が増加しており、双方の機関の間で解釈・適用の調和を図ろうとする傾向がみられることにも注意をしておきたい。

しかし、こうした傾向は、伝統的に国家対国家の権利義務を中心に構成されてきた国際法のさまざまの規則・原則との抵触や調整を必要としてきている。ジェノサイド条約適用事件判決が防止の義務違反を認定しつつも、同義務違反とBHに生じた損害の因果関係の証明の困難さをひとつの理由に、本件に関する限り金銭賠償ではなく宣言判決をもって適正な救済と判示したことにもみられるように、国家の権利義務と個人の権利義務間の相互関係あるいは時際法の問題を含め、解明を要する課題はたくさんあるように思われる。しかし、それぞれのフォーラムを孤立したものとみるのではなく、人権条約監視機関、国内裁判所、立法と司法の関連などの相互作用を通して人権の保護の実現を図っていくことが必要であり、そうした枠組みのなかでICJの役割もみていくことが必要なのであろう。

- (1) Rosalyn Higgins, "The International Court of Justice and Human Rights," in R. Higgins, *Themes and Theories, Selected Essays, Speeches, and Writings in International Law*, Oxford University Press, 2009, pp. 639–654.
- (2) Gentian Zyberi, The Humanitarian Face of the International Court of Justice: Its Contribution to Interpreting and Developing International Human Rights and Humanitarian Law Rules and Principles, Utrecht University, 2008, pp. 250–258. チベリは次の点を評価した。①国連憲章の人権条項は拘束力ある義務を含む(南西アフリカ事件判決等)、②基本的人権に関する国際法規則は対世的義務を生じさせる(バルセロナ・トラクション事件判決)、③人民の自決権は対世的性格を有する(東ティモール事件判決等)、④国際人権条約以外の文書も個人の権利を生じさせる(ラグラン事件判決等)、⑤国際人権文書が個人に付与する権利は免脱条項の例外を除き武力紛争時にも停止できない(壁建設事件勧告的意見等)、⑥ジェノサイド条約第1条と第3条の義務は域外適用され、国は集団殺害の共犯で責任を負うことがある(ジェノサイド条約適用事件判決)、⑦免除は不処罰を意味せず重大な人権侵害の実行者は国内または国際裁判所で処罰できる(逮捕状事件判決)。
- (3) Bruno Simma, "Human Rights before the International Court of Justice: Community Interest Coming to Life?" H. P. Hestermeyer et al. eds., Coexistence, Cooperation and Solidarity: Liber Amicorum Rüdiger Wolfrum, Vol. I (2012), Brill /Nijhoff, p. 577 at pp. 579–590.
- (4) Ibid, pp. 590–594.
- (5) Ibid., pp. 599-603. シンマが主流化の好例とするのは、①人権条約上の義務の対個人性と対国家性の重層性(ラグラン事件判決等)、②留保等人権文書に適用される条約法の固有規則(ジェノサイ

ド条約留保事件勧告的意見等)、③人権条約義務の領域的範囲(壁事件勧告的意見等)、④人権に関する国の積極的防止義務(ジェノサイド条約適用事件判決)、⑤非国家主体の人権侵害の国への帰属(コンゴ領軍事活動事件判決)、⑥人権法と国際人道法の関係(核兵器使用の合法性事件勧告的意見)、⑦人権条約に定める条約実施手続とICJの管轄権の関係(グルジア対ロシア事件暫定措置命令)、⑧人権義務と他の国際法規範(特に主権免除)の優先順位(逮捕状事件判決、判例発展の必要あり)、⑨国家責任法の人権侵害への応用(ジェノサイド条約適用事件判決等)、⑩人権に高い価値を与える強行規範や対世的義務などの概念の発展。

- (6) LaGrand (Germany v. USA), Provisional Measures, Order of 3 March 1999, pp. 10–12, paras. 2–9, and pp. 15–16, paras. 24 & 29 (I); LaGrand, Judgment, 27 June 2001, ICJ Reports 2001, pp. 501–506, paras. 99–110. See also, Vienna Convention (Paraguay v. USA), Provisional Measures, Order of 9 April 1998, ICJ Reports 1998, pp. 249–252, paras.2–9, and p. 257–258, paras. 37, 39 & 41 (I); Avena (Mexico v. USA), Provisional Measures, Order of 5 February 2003, ICJ Reports 2003, pp. 78–82, paras. 2–18, and pp. 91–92, paras. 55 & 59 (I).
- (7) Declaration of Judge Oda, *LaGrand* (*Order*), *supra* note 6, p. 19, para. 5.
- (8) Jadhav (India v. Pakistan), Provisional Measures, Order of 18 May 2007, ICJ Reports 2017, p. 232–235, paras. 1–14, pp. 242–244, paras. 41–55, and p. 246, para 61 (I).
- (9) 例えば自由権規約の手続規則94参照(〈https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CCPR/Pages/CCPRIndex. aspx〉)。同仮保全措置の運用については、坂元茂樹『人権条約の解釈と適用』、信山社、2017年、97-130ページ参照。
- (10) LaGrand (Judgment), supra note 6, pp. 501–506, paras. 99–109, and p. 516, para. 128 (5). 山形英郎「ラグラン事件(ドイツ対アメリカ合衆国)本案判決」『国際人権』第13号(2002年)、113–116ページ参照。
- (11) *LaGrand (Judgment)*, *supra* note 6, pp. 515–516, para. 128 (3), (4) and (7); *Avena (Mexico v. USA)*, *Judgment, 31 March 2004, ICJ Reports 2004 (1)*, pp. 71–73, para. 153 (4) (9) and (11).
- (12) IACHR, Advisory Opinion OC-16/99, 1 October 1999, paras. 77–83, reprinted in HRLJ [Human Rights Law Journal], Vol. 21, No. 1–3, p. 24 et seq.; LaGrand (Judgment), supra note 6, p. 494, para. 77.
- (13) IACHR, Advisory Opinion OC-16/99, supra note 12, para. 4; LaGrand (Judgment), supra note 6, p. 494, para. 78.
- (14) *LaGrand (Judgment)*, *supra* note 6, pp. 495–498, paras. 79–91, and pp. 515–516, para. 128 (4); *Avena (Judgment)*, *supra* note 11, pp. 58–70, paras. 115–152, and pp. 72–73, para. 153 (9) and (11). アヴェナ事件判決解釈請求事件の判決は、再審査なしのメデインの死刑執行が本事件仮保全措置命令違反にあたるとしたが、アヴェナ事件本案判決の153 (9) 項に定められた再審査義務は結果の義務で無条件に履行されなければならないが、その実施方法は立法措置も含めて米国に手段選択の自由があるとしてメキシコの解釈請求をしりぞけた。*Request for Interpretation of the Avena Judgment (Mexico v. USA), <i>Judgment*, 19 January 2009, ICJ Reports 2009, pp. 17–20, paras. 43–59, and pp. 21–22. para. 61 (1) (4).
- (15) Diallo (Guinea v. D. R. Congo), Preliminary Objections, Judgment, 24 May 2007, ICJ Reports 2007, pp. 599–601, paras. 39–48; Diallo, Merit, Judgment, 30 November 2010, ICJ Reports 2010, pp. 692–693, para.165 (2) (3); Diallo, Compensation, Judgment, 19 June 2012, ICJ Reports 2012, pp. 344–345, para. 61 (1).
- (16) *Diallo (Merit)*, *supra* note 15, p. 664, paras. 66–67.
- (17) Ibid., pp. 663–667, paras. 64–74. 逮捕・拘禁の自由権規約第9条1項と2項、アフリカ人権憲章第6条違反の認定については、ibid., pp. 667–670, paras. 75–85.
- (18) *Diallo (Compensation)*, *supra* note 15, pp. 331–338, paras. 13–36, and p. 345, para. 61 (1) (4). ギニアの請求は、精神的損害25万、収入損失643万余、他の物的損害55万、潜在的収益36万ドルの総計約1160万ドルである。
- (19) Ibid., p. 344, para. 57; Cyprus v. Turkey (Application no. 25781/94), Grand Chamber, Judgment of 12 May 2014, ECHR [European Court of Human Rights], Reports of Judgments and Decisions 2014-II, p. 270, para. 58, and p. 272 (5).

- (20) Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestine Territory, Advisory Opinion, 9 July 2004, ICJ Reports 2004, pp. 177–181, paras. 102–113.
- (21) Ibid., pp. 187–194, paras. 127–137.
- (22) Ibid., pp. 195–198, paras. 143–153.
- (23) Armed Activities on the Congo (D. R. Congo v. Uganda), Provisional Measures, Order of 1 July 2000, ICJ Reports 2000, pp. 123, paras. 32–34, and pp. 128–129, paras. 39–45, 47 (3).
- (24) ジェノサイド条約上の義務が対世的で強行規範だとしても、紛争解決条項への留保は条約目的と両立すると判定され、人種差別撤廃条約第22条に対する留保も他締約国の3分の2以上の異議申し立てがなければ有効と判定された。Armed Activities on the Congo (D. R. Congo v. Rwanda), Provisional Measures, Order of 10 July 2002, ICJ Reports 2002, pp. 244–246, paras. 65–72; Armed Activities on the Congo (Rwanda), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, 3 February 2006, ICJ Reports 2006, pp. 31–35, paras. 64–79. 人種差別撤廃条約は領域外でも適用されるが、ICJの管轄権が認められるためには事前に紛争が交渉または同条約の手続に付されていることが条件となる。Application of the ICERD (International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination) (Georgia v. Russia), Provisional Measures, Order of 15 October 2008, ICJ Reports 2008, p. 386–388, paras. 108–117; Application of the ICERD (Georgia), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2011, p. 128, para. 141, and pp. 134–140, paras. 163–184. Application of the ICERD (Qatar v. UAE), Provisional Measures, Order of 23 July 2018, paras. 29–40, available at https://www.icj-cij.org/files/case-related/172/172-20180723-ORD-01-00-EN.pdf).
- (25) ジェノサイド条約上の義務の対世的性格を根拠に同条約の域外適用性が認められた。Application of the Genocide Convention (BH v. Serbia & Montenegro), Preliminary Objections, Judgment, 11 July 1996, ICJ Reports 1996, pp. 615–616, para. 31.
- (26) Application of the Genocide Convention (BH v. Serbia & Montenegro), Provisional Measures, Order of 8 April 1993, ICJ Reports 1993, pp. 20–24, paras. 38–47, and 52 A (1) (2).
- (27) Application of the ICERD (Georgia, Order), supra note 24, pp. 388–399, paras. 118–146, and 149 (A) –
 (C); Application of the ICSFT [International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism] and ICERD (Ukraine v. Russia), Provisional Measures, Order of 19 April 2017, ICJ Reports 2017, pp. 126–141, paras.
 63–103 and 106 (1) (2); Application of the ICERD (UAE, Order), supra note 24, paras. 43–71 and 79 (1) (2).
- (28) Armed Activities on the Congo (D. R. Congo v. Uganda), Judgment, 19 December 2005, ICJ Reports 2005, p. 231, paras. 178–180, pp. 239–245, paras. 205–221, and p. 280, para. 345 (3).
- (29) Application of the Genocide Convention (BH v. Serbia & Montenegro), Judgment, 26 February 2007, ICJ Reports 2007, p. 198, para. 376; Application of the Genocide Convention (Croatia v. Serbia), Judgment, 3 February 2015, ICJ Reports 2015, pp. 128–129, para. 441, and p. 151, para. 515.
- (30) Application of the Genocide Convention (BH, Judgment), supra note 28, p. 113, para. 166, and pp. 204–219, paras. 389–424. 薬師寺公夫「ジェノサイド条約適用事件ICJ本案判決――行為の帰属と国の防止義務再論」、坂元茂樹編『国際立法の最前線』、有信堂高文社、2009年、346–358ページ参照。
- (31) Ibid., pp. 220–226, paras. 428–438 and pp. 233–234, paras. 462–463. 薬師寺、前掲論文、358–360、369–370 ページ参照。
- (32) Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal), Judgment, 20 July 2012, ICJ Reports 2012, pp. 449–450, paras. 67–70, p. 451, paras. 74–75, pp. 452–461, paras. 79–117 & 121, and p. 462, para. 122 (4) (6).
- (33) 薬師寺公夫「拷問禁止条約における容疑者所在地国の義務に関する覚書」、柳井俊二・村瀬信也編 『国際法の実践――小松一郎大使追悼』、信山社、2015年、371ページ以下参照。

やくしじ・きみお 立命館大学教授 yakusiji@fc.ritsumei.ac.jp